

I C T活用工事（構造物工（橋脚・橋台））試行要領

目的

本要領は、三重県が発注する構造物工（橋脚・橋台）を含む工事において、情報通信技術（I C T）の活用による効果や課題を検証するために行うI C Tを活用した工事について、必要な事項を定めるものとする。

1. I C T活用工事（構造物工（橋脚・橋台））

1-1 概要

I C T活用工事（構造物工（橋脚・橋台））とは、施工プロセスの全てもしくは一部の段階において、以下に示すI C T施工技術を全面的に活用する工事である。

1-2 I C T活用工事における構造物工

次の①②④⑤の全てもしくは一部の段階でI C T施工技術を活用することをI C T活用工事（構造物工）とする。ただし、「②3次元設計データ作成」のみの活用はできない。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

1-3 I C T施工技術の具体的内容

I C T施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。

関連要領等（国土交通省 HP）：

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

① 3次元起工測量

工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下1)～4)から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下5)～7)の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) T S等光波方式を用いた起工測量

6) TS (ノンプリズム方式) を用いた起工測量

7) RTK-GNSS を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-3①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合もICT活用工事とする。

ICT構造物工(橋脚・橋台)の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工

構造物工においては該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

構造物工(橋脚・橋台)の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

構造物工(橋脚・橋台)の出来形管理において、以下1)~4)の技術から選択(複数以上可)して、出来形計測を行うものとする。

1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理

2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

4) TS等光波方式を用いた出来形管理

(※ただし、上記4)TS等光波方式を用いた出来形管理については、「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること。)

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)~4)のICT施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良いものとする。

(2) 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い下記1)の出来形管理要領による。

1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)

(3) 出来形管理資料

現行の出来形管理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

1-3①②④により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に

よるものとする。

1-4 ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））の対象工事

ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））の対象工事は以下1）に該当する工事とする。

（1）対象工種

ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））の対象は、以下の工種とする。

- 1) 橋台工：橋台躯体工
- 2) RC橋脚工：橋脚躯体工

ただし、従来施工において、建設工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2. ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））の実施方法

2-1 発注方式

ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））の発注は、以下の（1）によるものとする。

- （1）施工者希望型（発注者が選定した工事で、受注者の希望によりICTの活用が可能である工事）
 - 1) ICTの活用範囲は、①②④⑤の施工プロセスから、受注者が選択する。
 - 2) 工事の選定に当たっては、施工場所、施工工程、施工性などを勘案し選定する。

2-2 発注における入札公告等

ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））を発注する発注機関の長は、入札公告及び特記仕様書においてICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））である旨を明示する。

2-3 ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））の実施協議

受注者は、対象工事のうちICTを活用した工事を行う希望がある場合、発注者へ別紙「ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））計画書」により協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））として実施することができる。

3. ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施の措置

3-1 工事成績評価における措置

（1）施工者希望型

- 1) ①②④⑤の施工プロセスのうち、3つ以上の施工プロセスでICTを活用した

場合は、創意工夫における「【施工】三重県ICT活用工事(〇〇)試行要領※により、工事成績評定において加点の定めのある工事において、加点の条件を満たした工事 ※〇〇は要領が定められている工種を示している。」において、評価する。(1点加点)

- 2) 上記1)に該当しない場合は、創意工夫における【施工】において、評価対象としない。(加点なし)
- 3) 受注者の責により提案した施工プロセスの全てあるいは一部において、ICTを活用できなかった場合は、契約時の条件としていないため、減点しないものとする。
- 4) 他工種のICT活用工事と併用しICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))を実施する場合は、同一プロセスを重複カウントしない。

4. ICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))の導入における留意点

受注者が円滑にICT施工技術を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

4-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT施工技術の活用を実施するにあたって、国土交通省が定めている「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」及び各種「出来形管理の監督・検査要領(案)」に則り、施工管理、監督・検査を実施するものとする。

監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

4-2 3次元設計データ等の貸与

発注者は、受注者が3次元設計データ作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与するほか、ICT施工技術を活用する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

4-3 工事費の積算

(1) 施工者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して三重県が使用する積算基準等(従来基準)に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、各施工プロセスを設計変更の対象とし、「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針(国土交通省)の別紙-32「ICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))積算要領」に基づき積算する。(本要領(令和8年7月以降適用起案にかかるものから適用)を適用して発注した工事の積算については、国土交通省が定める令和8年4月1日以降適用の積算要領を適用する。)

なお、上記、積算要領のうち、「3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」および「4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」につ

いては、積算要領の内容によらず、以下の内容とする。

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、当該費用を計上しない。

- ・前工事または設計段階で作成された3次元データを活用する場合
- ・発注者が貸与した3次元データを活用する場合

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、以下のとおりである。ただし、同時に実施する他工程のICT活用工事等において補正係数を乗じる場合は適用しない。

1) 補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合

補正係数を乗じて算出される金額<受注者からの見積による金額

2) 受注者からの見積による金額を計上する場合

補正係数を乗じて算出される金額>受注者からの見積による金額

- ・共通仮設費率補正係数 : 1.2
- ・現場管理費率補正係数 : 1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の出来形管理とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- ・空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ・無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

※積算要領は国土交通省HPを参照すること

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

4-4 講習会の実施

ICT活用工事の推進を目的として、見学会を随時実施するものとする。

また、普及状況を勘案したうえで、より実践的な講習会等の開催についても検討するものとする。

5. その他

ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））の効果や課題を検証するにあたり必要に応

じて受注者に対してアンケートを行うこととする。

また、この要領に定めない事項については、別途定めることができる。

附 則 この要領は、令和5年7月1日以降起案にかかるものから適用する。

附 則 この要領は、令和6年7月1日以降起案にかかるものから適用する。

附 則 この要領は、令和7年7月1日以降起案にかかるものから適用する。

附 則 この要領は、令和8年7月1日以降起案にかかるものから適用する。

別紙

I C T 活用工事（構造物工（橋脚・橋台））計画書

当該工事において、施工プロセスの各段階および作業内容において、I C T を活用する場合は、左端のチェック欄に「レ」と記入する。

施工プロセスの段階		作業内容		採用する技術番号 (参考)	技術番号・技術名
<input type="checkbox"/>	①3次元起工測量	/			1 空中写真測量(無人航空機)による起工測量 2 地上型レーザースキャナーによる起工測量 3 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4 TS等光波方式を用いた起工測量 ※採用する具体の技術は受注後の協議により決定する。 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。
<input type="checkbox"/>	②3次元設計データ作成				
<input type="checkbox"/>	④3次元出来形管理等の施工管理 (※右欄の技術番号4の出来形管理を選択した場合は、費用計上の対象外)	<input type="checkbox"/>	出来形管理		1 空中写真測量(無人航空機)による出来形管理 2 地上型レーザースキャナーによる出来形管理 3 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4 TS等光波方式を用いた出来形管理 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ※ただし、上記4 TS等光波方式を用いた出来形管理については、「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること。 ※「①3次元起工測量」で採用した技術と相違しても良い。 ※計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1)～4)のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては監督員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良い。
<input type="checkbox"/>	⑤3次元データの納品 (※④右欄の技術番号4の出来形管理を選択した場合は、費用計上の対象外)	①②④により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。 3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」によるものとする。			

注1) 詳細については、I C T 活用工事（構造物工（橋脚・橋台））特記仕様書及び試行要領によるものとする。

注2) 具体的な工事内容及び対象範囲については、契約後、施工計画の提出までに、発注者へ提案・協議し決定する。